

国民健康保険

保健医療課国保年金係
☎0824・73・1158

国民健康保険被保険者証(保険証)を更新します

現在、ご使用の国民健康保険の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。

8月1日から有効となる新しい保険証を7月下旬に簡易書留郵便で世帯主宛に発送しますので、8月1日以降に医療機関などで受診する際は、新しい保険証を使用してください。また、有効期限の切れた保険証は破棄してください。

なお、他の健康保険に加入している場合は、国民健康保険の資格喪失手続きが必要ですので、市民生活課戸籍住民係または各支所市民生活室で手続きをしてください。

高額療養費の算定方法が一部変更になりました

70歳未満の方の高額療養費は、同一月同一医療機関での診療による一部負担金が2万1000円以上あれば、それを合算して世帯の所得の区分に応じた限度額を超えた場合に、申請に応じて限度額を超えた部分を

高額療養費として支給する制度です。

これまで、※旧総合病院内で同月に複数の診療科を受診した場合、各診療科をそれぞれ別の医療機関とみなし、それぞれの診療料ごとに2万1000円以上の負担がないと合算の対象となりませんでした。が、4月の診療分から旧総合病院内での診療については各診療科を合わせて2万1000円以上の負担があれば合算対象となるようになりました。

なお、内科や外科などの内科と歯科、また入院と外来の区別についてはこれまでどおりです。※旧総合病院とは、許可病床数100床以上で主要な診療科を含む病院のことです。(庄原赤十字病院、三次中央病院など)

変更前			変更後		
受診科	診療代(一部負担金)	合算対象	受診科	診療代(一部負担金)	合算対象
A科	12,000円	×	A科	12,000円	25,000円○
B科	5,000円	×	B科	5,000円	
C科	8,000円	×	C科	8,000円	

詳しくは、保健医療課国保年金係または各支所市民生活室へお問合せください。

後期高齢者医療

被保険者証(保険証)を更新します

現在、ご使用の後期高齢者医療の保険証は、7月31日で有効期限が切れます。新しい保険証の色は橙(だいだい)色で7月下旬に郵便で送付します。8月1日以降に医療機関などで受診する際は、必ず新しい保険証を使用してください。なお、有効期限の切れた水色の古い保険証は、ご自分で破棄するか、保健医療課もしくは各支所保健担当窓口へ返却してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)を更新します

【減額認定証とは】

住民税非課税世帯で後期高齢者医療制度の被保険者の方が入院された場合、医療機関の窓口で減額認定証を保険証に添えて提示することで、食費や居住費の負担額が減額されるほか、医療費の1ヶ月あたりの自己負担額も限度額まで減額になります。

【更新について】

平成20年度または平成21年度に、減額認定証の申請を行った方で、本



年度も引き続き住民税非課税世帯の方には、8月1日以降に使用する新しい減額認定証を保険証と同封して送付します。ただし、現在、減額認定証をお持ちの方であっても、本年度に住民税課税世帯となる方については、認定要件に該当しないため減額認定証は同封しません。

本年度の保険料について

後期高齢者医療制度の保険料は、前年の所得を基に計算されます。本年度の保険料の決定通知は7月中旬に送付します。保険料の支払方法は、原則、年金天引き(特別徴収)になりますが、7月から9月は納付書など(普通徴収)によりお支払いいただく場合があります。保険料に関する通知書が届いた場合は、計算・支払方法などの確認をお願いします。

問い合わせ

保健医療課医療予防係
☎0824・73・1155
または各支所市民生活室
広島県後期高齢者医療広域連合
☎082・502・3010